

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN



# 議会だより

平成28年  
第2回定例会



蓮の花

目次

- 議決の結果及び内容…………… 2ページ
- 町政に対する一般質問…………… 4ページ
- 常任委員会委員長レポート…………… 8ページ
- 全員協議会報告／閉会中の継続調査報告…………… 10ページ
- 平成28年度町村議会議長・副議長研修会…………… 11ページ
- 平成28年度徳島県町村議会議員研修会／  
編集後記…………… 12ページ

発行／徳島県松茂町議会  
編集／松茂町議会広報特別委員会  
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30  
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

## 議決の結果及び内容 (詳しくは町HPの会議録をご覧ください。図書館でも閲覧可能です。)

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
諮問第1号	<b>人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</b> ◆人権擁護委員として、武内康文氏、森茂氏、橘宏氏の推薦に異議なしと答申する。	28年6月6日	推薦答申
報告第1号	<b>松茂町土地開発公社平成28年度事業計画及び予算並びに平成27年度決算に関する書類の提出について</b> ◆松茂町土地開発公社平成27年度収入支出決算及び平成28年度予算についての報告。	28年6月6日	報告済
報告第2号	<b>平成27年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について</b> ◆次の各事業を平成28年度に繰越することの報告。 自治体システム強靱性向上対応事業 繰越額 1,481万5千円 津波防災センター・中央庁舎建築事業 繰越額 2億5,000万円 個人番号カード交付事業 繰越額 436万7千円 伊沢裏地区排水ポンプ整備事業 繰越額 4,220万円	28年6月6日	報告済
報告第3号	<b>平成27年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について</b> ◆次の事業を平成28年度に繰越することの報告。 上水道拡張事業(第2期) 繰越額 6万8千円	28年6月6日	報告済
報告第4号	<b>専決処分の報告について</b> <b>専決第1号 中喜来排水機場ポンプ整備工事変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 198,002,880円	28年6月6日	報告済
	<b>専決第2号 伊沢裏地区排水ポンプ工事変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 67,074,480円	28年6月6日	報告済
	<b>専決第3号 松茂町総合体育館耐震改修工事変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 268,596,000円	28年6月6日	報告済
	<b>専決第4号 津波防災センター・中央庁舎建築工事変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 1,031,518,800円	28年6月6日	報告済
	<b>専決第5号 工業団地下水道工事その3 変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 67,937,400円	28年6月6日	報告済
	<b>専決第6号 工業団地下水道工事その4 変更請負契約締結について</b> ◆変更後の契約金額 91,216,800円	28年6月6日	報告済
発議第2号	<b>議員派遣の件</b>	28年6月6日	原案可決
承認第2号	<b>専決処分の承認を求めることについて</b> <b>専決第7号 松茂町税条例等の一部を改正する条例</b> ◆地方税法の改正により法人住民税、固定資産税、軽自動車税の環境性能割の創設など、本町税条例の関連部分を改正。	28年6月17日	承認

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
	<b>専決第8号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例</b> ◆地方税法施行令等の改正により、課税限度額及び軽減判定所得の改正。	28年6月17日	承認
	<b>専決第9号 松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</b> ◆条例準則の改正により、附則の経過措置の一部を改正。	28年6月17日	承認
	<b>専決第10号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第6号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,246万2千円を追加し、総額を64億8,072万8千円とする。	28年6月17日	承認
	<b>専決第11号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ47万5千円を減額し、総額を1億164万5千円とする。	28年6月17日	承認
	<b>専決第12号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,409万1千円を減額し、総額を5億1,352万1千円とする。	28年6月17日	承認
	<b>専決第13号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）</b> ◆資本的収入で、1,286万6千円を減額し、総額を2億2,259万7千円とし、資本的支出で、1,497万5千円を減額し、総額を3億769万7千円とする。	28年6月17日	承認
議案第40号	<b>松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例</b> ◆松茂町の社会保障、税及び災害対策の分野でマイナンバーを含む特定個人情報を利用する事務に、新たに4事務を追加。	28年6月17日	原案可決
議案第41号	<b>平成28年度松茂町一般会計補正予算（第1号）</b> ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ417万9千円を追加し、総額を65億8,317万9千円とする。	28年6月17日	原案可決
	<b>委員会の閉会中の継続調査について</b> ◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。	28年6月17日	原案可決
<b>追加議案</b>			
議案第42号	<b>松茂町老人福祉センター改修工事請負契約締結について</b> ◆契約金額：1億8,867万6千円 契約の相手方：株式会社多田組	28年6月17日	原案可決
議案第43号	<b>工業団地下水道工事その5請負契約締結について</b> ◆契約金額：1億584万円 契約の相手方：大東興業株式会社	28年6月17日	原案可決



「こ」を聞きたい!

# 町政に対する一般質問

本年二回目の定例会が六月六日から十七日にかけて開催されました。二日目に当たる八日には一般質問が行われました。  
今回は質問者も多く、福祉を中心に、広く町政全般にわたり質疑が行われました。

は録議会議  
に館書町図会  
配置してあります

## 鎌田寛司 議員



### 1 保育所運営業務委託について

**Q** 本年度より、まつしげ保育所が民間移管され、これら町内の全保育所が民営化された。民間移管の目的は、ただ保育コストの削減だけではなく、民間の知恵・ノウハウを活用し、多様で柔軟な保育サービスを実施・拡充す

ることにある。このような目的のもと、保育方針・保育計画を立て運営に努めていると思うが、順調に運営ができていくか。また保護者からのクレームに対しては、どのように対応しているか。



**A** 町は民間移管する際、安定的な経営のもと、子どもの健全な育成に努め、国の保育指針を基本とした保育計画を作成することを条件に付しております。現在、この条件どおりに運営されています。  
保護者から町へのクレームは、子どもの預け方・迎え方に変更があり、時間がかかる、制服着用で

従来よりも費用がかかる、年度途中で他の保育所への転所希望などがありました。それぞれに移管法人で対応しております。今後も直接の対応は保育所長が行いますが、町の担当課も保育所と連携し、保育業務全般の適正な遂行に努めます。

## 佐藤道昭 議員



### 1 高速道路、県道徳島空港線西延伸事業の開始後のまちづくりについて

**Q** 県道徳島空港線西延伸事業も完了し、昨年三月十四日には松茂スマートインターチェンジ(SIC)も開通した。これでも高速道路と直結し、その効果も今後、ますますあらわれてくる

と期待している。  
しかし、この事業の完了がゴールではなく、この道路を有効活用して、ますます町が発展していけるようにすることが大切だ。町は、松茂SIC開通の関係で、今後のまちづくりについてどう考えているか。



**A** 松茂SICの開通区間を最大限にまちづくりに活用するには、地域産業活動の支援及び企業誘致の推進に努めていくことが必要と考えています。高速網を活用したまちづくりを実現するため、具体的には、松茂SIC周辺や国道十一号と県道徳島空港線西延伸により結ばれた周辺地域において、交通の利便性が格段向上したことから、まちづくりのための地区計画を策定し、「物流施設」や「商業施設」を誘致したいと考えております。



# 板東絹代 議員



## 1 通学路の安全対策について

**Q** 平成二十四年七月に京都府亀岡市で発生した登校中の

児童の列に車が突入した事故を受け、文科科学省、国土交通省、警察庁から、通学路の緊急合同点検の要請が出て、町も点検を行った。また私自身も日ごろ、車を運転していて、危険だなと感じることがあるので、通学路の安全対策について以下の五点を尋ねる。

(1) 右の緊急合同点検の結果を受けての対策の状況はどうか。またその後、継続的な取り組みを行っているか。

(2) 歩道のない道路には路肩部分に、いわゆるグリーンベルトを設けて、歩行者・運転者双方に歩く

部分がより明確にわかるようにしてはどうか。

(3) 「交差点注意」「減速」など、注意を喚起する路面表示を設置してはどうか。

(4) 登下校時には短時間ではあるが、多くの児童生徒が横断歩道の脇にたまり、歩道からあふれかねないほどだ。児童生徒が安心して信号待ちができる待機空間を設けてはどうか。

(5) 学校での交通ルールやマナーの指導はどうなっているか。

**A** (1) 緊急合同点検の結果、十

九カ所の危険・要注意箇所が指摘され、平成二十四年度中にすべて改善しました。その後もPTA、警察、県、町で点検を続け、随時改善に努めています。また最近では地域の方からも危険・要注意箇所のご連絡をいただくなど、地域でも通学路の安全意識が醸成されています。(2) グリーンベルトは、本年度、住吉地区に百五十メートルを整備します。今後必要と認められる設置可能箇所を整備していきます。

たいと考えています。

(3) 注意喚起を図り、交通事故防止に有効な箇所には、警察と協議の上、「交差点注意」「減速」等の路面表示を設けたいと思います。

(4) 横断歩道は本来、待機場所がなければ設置できませんが、議員ご指摘のとおり、登下校時には児童生徒があふれることがあります。学校や教育委員会、また道路管理者の立場から現状を調査し、どのような対策が講じられるか検討します。

(5) 各学校で毎年、計画的に交通安全教室が実施されています。このほか、学校集会等の機会をとらえ、交通安全指導に努めています。また生徒で構成する交通安全委員会による交通安全指導、特に自転車のルールやマナーについての指導が自主的に行われていきます。



## 2 徳島県版「地方創生特区」について

**Q** 県は徳島県版「地方創生特区」を昨年に創設し、最大

三年間、事業費の三分の二（上限額五百万円）を、県の調整・助言を通じて支援することとした。県は十事業程度の指定を目指しているが、現在、四事業が既に指定され、残り六事業となっている。町は、この県版「地方創生特区」に対して、どのように取り組むつもりか。

**A** 県の特区制度は、県の権限

にかかわる規制改革・制度改革への提案が条件に付せられ、本町としてはハードルが高いです。本町としては、むしろ国（内閣府・防衛省）の交付金・補助金を利用するほうが、金額や条件面で本町のまちづくりには有効と考え、こちらを優先して検討しています。ただ、本町を取り巻く経済・社会情勢の変化は激しく、今後とも国・県を問わず、本町の事業推進にふさわしい財源を適時適切に活用していきたいと考えています。

### 3 地震による電気火災対策について

**Q** 阪神・淡路大震災や東日本大震災のときには電気機器

が原因となった火災が多発した。このような火災を未然に防止するため、一定の震度を感知したら通電を遮断する感震ブレーカーの普及啓発を図ってはどうか。もちろん感震ブレーカーには、例えば地震発生後、自動的に通電が遮断されることで屋内照明がつかず、避難が困難になる恐れがあったり、テレビ・ラジオ等から情報を得られなくなるなど、デメリットもある。このようなデメリットも含め、町民の皆様様に周知し、火災防止というメリットと比較していただきながら設置が進めばいい。

感震ブレーカーの普及啓発のため、住宅用火災警報器の設置義務化の際と同様に、七十歳以上の方のみの、及び独居の世帯には無料で、それ以外の世帯には一定額を補助してはどうか。

**A**

内閣府の調査では、感震ブレーカーの普及率は全国で六・六％にとどまっています。普及が進まない主な理由は周知不足、費用負担、通電遮断への抵抗感が挙げられています。このような状況で感震ブレーカーの普及啓発を図るには、まさに議員ご指摘のとおり、同装置のメリット、デメリットを含めた周知の徹底がまずは必要だと思えますので、今後、広報誌等で周知に努めます。

また補助制度については、現行の減災対策事業補助制度の拡充等を含め、地震・津波対策特別委員会で協議をいただきながら慎重に検討したいと思えます。



## 川田 修 議員



### 1 災害弱者の避難について

**Q**

四月に起きた熊本地震では、高齢者の犠牲者が目立ち、障がい者を含め、自力避難が困難な住民、いわゆる災害弱者の避難という課題が浮き彫りになった。この機会に町の現状について以下の二点を求める。

(1) 災害弱者の名簿作成の状況はどうか。他の関係組織と情報共有は進んでいるか。名簿に登録しても、その公開を拒否された方もおられるだろうが、いざというときのため公開をするよう説得に努めてもらいたい。

(2) 災害弱者が避難しやすい福祉避難所は現在、町内に二カ所ある。熊本地震でもそうだったが、実

際に被災すると、その能力を100%発揮できない。二カ所ではいかにも少ない気がするが、町の見解を求める。また福祉避難所としての訓練は行っているか。福祉避難所の運営については、これは福祉の部局が行うことであり、うちは知らないなど、旧来のお役所仕事の対応にならないように努めてほしい。

**A**

(1) 本年四月時点で要援護者の対象総数は千七百六十名、そのうち公開可能な方が七百九十名という形で名簿を作成しています。非公開を望まれる方の実態を見ると、約八百名は、実際には自力で避難可能な六十五歳以上の方でした。

他機関との情報共有は、警察と民生児童委員には公開可能な方の情報を提供していますが、自主防災組織、消防団への情報提供はまだですので、今後、情報提供をいたします。

(2) 現在の町と協定を結んだ福祉避難所二カ所の受入可能人数は四十名で、近隣市町村と比べても



遜色ない水準だと思えます。今後の福祉避難所の開設については、県内の状況や施設の条件等を検討し、国・県の指導を受けつつ、必要に応じて行っていきたいと考えます。

福祉避難所としての訓練は行っていませんが、町全体としての訓練を行う際、福祉避難所と関係機関との連絡・連携に関する訓練は行っています。

現在、町の地震・津波等に対する施策の内容は全職員に周知がされていますので、議員ご懸念のような対応にはならないと思っております。

## 2 第二次松茂町障がい者計画等について

Q (1)障害者差別解消法が本年四月から施行された。同

法では、障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要領を策定することとなっているが、町の策定状況はどうか。また、その内容の職員への周知・教育

はできているか。

(2)町の第二次障がい者計画について、以下の六点を質問したい。

①福祉研修で教職員への一斉研修はだれがどう行うのか。

②特別支援指導員を配置とあるが、その採用はどうするのか。

③発達障がいへの早期発見・対応のため、身近に発達検査ができる体制をつくとあるが、どのような体制を想定しているのか。

④相談体制の整備のため、関係機関と連携強化とあるが、それで相談員や相談支援専門員を確保できるのか。役所OBを有償ボランティアとして活用してはどうか。

⑤入所施設やグループホームへの待機者解消とあるが、具体的にどうするのか。

⑥町営住宅、例えば笹木野団地には空室が多いが、特に一階部分においてベランダへのリフト設置による段差解消や浴室・トイレの改修を行い、障がい者・高齢者向け住宅にしてはどうか。

## A

(1)対応要領は、県の障がい福祉課の助言をいただきながら、町の町民福祉課、総務課にて現在作成中です。対応要領には段差解消や難聴者のために静謐な部屋の確保等、新たな施設が必要な対応もありますので、新庁舎で執務が始まる十二月を目途に対応要領を実施します。

また職員への周知・教育については、現在、職員が日常業務で使うパソコンを利用して周知するとともに、従前から行っているノーマライゼーション研修や新規任用職員向けの障がい者対応研修等で積極的に教育を行ってまいります。

(2)①一斉研修については、町内の全教職員で構成する松茂町学校教育研究会にて、夏休みを利用して行うように調整中です。

②特別支援指導員の採用に関しては、大学や他自治体の教育委員会と情報共有・交換を行い、かつ児童生徒の状況を勘案し、よりきめ細かい教育の充実を目指し、その採用に努

めます。

③発達検査として、今年度から鳴門教育大学の臨床心理士による相談・検査を実施する予定です。

④相談業務には一定の資格と実務経験を有する相談支援専門員や相談員が必要で、役所OBでは対応できないと考えます。町では民間の八事業所で相談を実施しています。

⑤現在、町内のグループホームや入所施設では実質的に待機者はいません。(入所施設には二名の待機者となっておりますが、この方々は将来、保護者の高齢化等により、在宅での生活が困難になったら入所したいという方々です)

⑥笹木野団地は築後四十数年を経過した上、狭隘でもあり、改修は困難です。新しく建つた中喜来団地、長原団地ではスロープで進入可能といたしますし、今後町営住宅の建て替えを行う場合は、障がい者・高齢者に配慮した施設整備に努めます。

## 常任委員会 委員長レポート

第二回定例会における  
委員長報告は次のとおりです。  
(各会計の補正総額等は、議決の  
結果及び内容をご覧ください。)



### 総務常任委員会

委員長 森谷 靖

付託された承認案件の専決四件  
と議案二件は、原案のとおり可決  
いたしました。

この審議の中での主なものを報  
告いたします。

### 松茂町税条例等の 一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する等  
の法律及び同政令並びに省令がそ  
れぞれ公布に伴い、本町税条例に  
関連する部分について、改正する  
必要が生じたので、平成二十八年  
三月三十一日に松茂町税条例等の  
一部を改正する条例の専決処分を  
したものです。

改正の主な内容は、一点目が法  
人住民税の税率の見直しです。

二点目が、固定資産税のわがま  
ち特例の導入として再生可能エネ  
ルギー発電設備と津波対策の用に  
供する償却資産の課税標準に特例  
率を適用するものです。

三点目が、軽自動車税における  
環境性能割の創設と軽自動車のグ  
リーン化特例の見直しです。

改正の施行期日は、附則におい  
て別途指定のあるもの以外は、平  
成二十八年四月一日としています。

### 松茂町国民健康保険 税条例の一部を改正 する条例

地方税法施行令等の一部を改正  
する等の政令の公布に伴い、本町  
の国民健康保険税条例の改正を行  
う必要が生じたので、平成二十八  
年三月三十一日に専決処分をした  
ものです。

改正の主な内容は、国民健康保  
険の被保険者間の保険税負担の公  
平の確保及び低所得者の保険税負  
担の軽減を図るため、課税限度額  
及び軽減判定所得の見直しを行う  
ものです。

課税限度額の見直しは基礎課税  
額で、現行の五十二万円から改正

後の五十四万円に、後期高齢者支  
援金等課税額では、現行の十七万  
円から改正後の十九万円に、それ  
ぞれ引上げるものです。

軽減判定所得の見直しは、世帯  
の軽減判定所得の算定における被  
保険者の数に乘ずる金額を五割軽  
減で、現行の二十六万円から改正  
後の二十六万五千円に、二割軽減  
では、現行の四十七万円から改正  
後の四十八万円にそれぞれ引上げ  
るものです。

### 松茂町固定資産評価 審査委員会条例の一 部を改正する条例の 一部を改正する条例

この改正は、本年第一回定例会  
で一部改正を行いました。その  
後、国から条例準則の改正の通知  
があり、同条例のうち附則の経過  
措置の一部を改正する必要が生じ  
たので、平成二十八年三月三十  
一日に専決処分をしたものです。

### 平成二十七年年度松茂 町一般会計補正予算 (第六号)(所管分)

歳入歳出ともに各種事務・事業

の確定による増減の補正と執行残  
による不用額を減額補正したもの  
です。

なお、歳入増加分と歳出不用額  
を財政調整基金に二億円、生活環  
境整備基金に五千三百九十六万六  
千円を積み立てました。

### 松茂町行政手続における 特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関す る法律に基づく個人情報 の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一 部を改正する条例

この改正は、松茂町の社会保障、  
税及び災害対策の分野でマイナン  
バーを含む特定個人情報を利用す  
る事務に新たに、松茂町小児慢性  
特定疾患児日常生活用具給付事業  
など四事務を追加するものです。

### 平成二十八年年度松茂 町一般会計補正予算 (第一号)(所管分)

既定の歳入歳出予算の総額にそ  
れぞれ四百七十七万九千円を追加し、  
補正後の予算の総額をそれぞれ六  
十五億八千三百七十七万九千円とす  
るものです。



歳入の特定防衛施設周辺整備調  
整交付金で二百万円の増額補正は、  
歳出の美しいまちづくり事業費に  
充てるものです。繰越金は、この  
たびの補正の一般財源として増額  
補正するものです。

### 産業建設常任委員会

委員長 一森 敬司

付託された承認案件の専決四件  
と議案一件は、原案のとおり可決  
いたしました。

この審議の中での主なものを報  
告いたします。

### 平成二十七年年度松茂 町一般会計補正予算 (第六号) (所管分)

歳入歳出ともに各種事務・事業  
の確定による増減の補正と執行残  
による不用額を減額補正したもの  
です。

#### 主な質疑事項

**Q** 農地集積協力金交付事業補助金  
の平成二十七年の実績はゼロと  
いう説明がありました。過去  
はどのような状況ですか。

**A** この事業が始まり、まだ何年も  
経過していないことから実績はあ  
りません。

**Q** 農家の方がこの制度を十分理解  
できていないのではありませ  
んか。

**A** 担い手農家の研修会やリーフ  
レットなどで制度の周知をして  
いますが、今後、  
さらに町広報、  
町ホームページ、  
ジを活用し、  
制度の普及啓  
発に努めます。



### 平成二十七年年度松茂 町農業集落排水特別 会計補正予算(第三 号)

歳入歳出ともに各種事務・事業  
の確定による増減の補正と執行残  
による不用額を減額補正したもの  
です。

平成二十七年年度末の接続状況は、  
長岸地区、中喜来地区、北川向地  
区の合計の接続率は約七三%です。  
平成二十七年年度中に、中喜来地区  
で二件と、北川向地区で五件の接  
続がありました。

### 平成二十七年年度松茂 町公共下水道特別会 計補正予算(第五号)

既定の歳入歳出予算の総額から  
それぞれ一千四百九万一千円を減  
額し、補正後の予算の総額をそれ  
ぞれ五億一千三百五十二万一千円  
とするものです。歳入では、一般  
会計からの繰入金金の確定による減  
額で、歳出では、各種事務・事業  
を実施した結果の不用額を減額補  
正するものです。

平成二十七年年度末の接続状況は、  
公共汚水ます設置戸数、一千百十  
六戸に対して接続完了戸数が六百  
八戸で接続率は五四・五%です。

### 平成二十七年年度松茂 町水道特別会計補正 予算(第四号)

事務事業の確定により、資本的  
収入の既定の総額から一千二百八  
十六万六千円を減額し、補正後の  
総額を二億二千二百五十九万七千  
円とし、資本的支出の既定の総額  
から一千四百九十七万五千円を減  
額し、補正後の総額を三億七百六  
十九万七千円とするものです。

### 平成二十八年年度松茂 町一般会計補正予算 (第一号) (所管分)

歳出の美しいまちづくり事業費  
で四百八万九千円の増額補正は、  
環境美化のため老朽化した公用車  
ダンプを買い替えるものです。

### 教育民生常任委員会

委員長 佐藤 道昭

付託された承認案件の専決一件  
は、原案のとおり可決いたしました。  
この審議の中での主なものを報  
告いたします。

### 平成二十七年年度松茂 町一般会計補正予算 (第六号) (所管分)

歳入歳出ともに各種事務・事業  
の確定による増減の補正と執行残  
による不用額を減額補正したもの  
です。

#### 主な質疑事項

**Q** 歳入の衛生費負担金で未熟児  
療育医療費負担金が二十二万円  
減額されていますが、実績の件

数はどうなっていますか。

**A** 平成二十七年度は一件で、それ以前は四件ほどありました。

**Q** 個人番号カードの交付状況は、現在どうなっていますか。

**A** 五月三十一日現在の個人番号カードの申請者数は一千四百五十九人、交付枚数は一千五十七枚となっています。

## 全員協議会報告

平成二十八年六月六日議員全員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので主な内容を報告します。

### 松茂町環境基本計画について

松茂町は、平成十四年に環境施策の基本理念や各主体の責務、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる条項を定めた「松茂町環境基本条例」を策定しました。そして、第三次及び第四次の松茂町総合計画などの上位計画との整

合・連携を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指して、平成十六年に松茂町環境基本計画を策定し、様々な環境保全・創造に関する施策に取り組んできました。

その後、「松茂町総合計画」の改定を受け、松茂町環境基本計画の満了期間のため、松茂町環境基本計画を改めて、平成二十八年度から平成三十七年度までの十年間の計画として見直しを行いました。目指す環境像「育てよう緑、守ろう水辺、みんなで創る環境都市

松茂」を実現するため、「人の生活と自然が調和したまち」「健康で快適に暮らせるまち」「地球環境にやさしい循環のまち」「みんなが環境保全について考えともに実践するまち」の四つの基本目標を定め、これを達成するため個別目標のもとに施策を進めると説明がありました。

### 第五次松茂町総合計画、前期基本計画（平成二八～三二年度）及び実施計画（平成二八年度版）について

平成二十八年四月から新たにスタートした「第五次松茂町総合計画」は、平成二十八年度から平成三十七年度までの十年間を計画期間とする「基本構想」が最上位にあり、その下に前期五年・後期五年を計画期間とする「基本計画」、更にその下に三年間を計画期間とし、毎年見直しを行う「実施計画」から構成されています。

今回は平成二十八年度から平成三十二年度までの「前期基本計画」と、平成二十八年度から平成三十二年までの「実施計画」について、平成二十七年に総合計画と併せて策定された「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との関連性も含めて説明がありました。

## 閉会中の継続調査報告

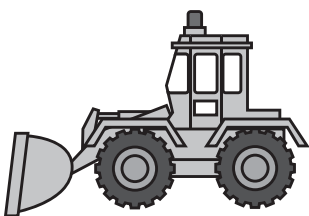
### 産業建設常任委員会報告

六月三日、産業建設常任委員会を開催し、建設課所管の平成二十七年事業実施箇所及び平

成二十八年度事業予定箇所のうち主要な箇所を現地視察した後、担当課より詳細説明を受けましたので主な内容を報告します。

### 平成二十七年事業実施竣工状況について

道路橋梁費の工事請負費で、町道松茂三号線舗装等改修工事ほか十八件で六千二百九十万五千円、修繕料（道路の簡易な舗装補修や側溝補修）で六百五十六万七千円、委託料（側溝の堆積物の除去や道路の除草など）で五百七十一万七千円の合計七千五百八十八万九千円の事業を実施しました。農業土木事業費の工事請負費で、芦田鶴地区外四カ所の水路改修工事について、四千九百九十九万一千円の事業を地元要望等により実施したものです。道路橋梁費とあわせて総事業費は一億二千四百三十八万円です。



平成二十八年度事業  
施行要望箇所について

道路橋梁費では、向喜来地区の橋梁架け替え工事を予定しているほか、工事請負費で一億円、修繕料は七百万円、委託料は七百万円で、合計一億一千四百十万円を予定しています。農業土木事業費では、ニュータウン東側水路補修工事ほか工事費五千五百万円を地元要望等により実施する予定です。道路橋梁費とあわせて総事業費は一億六千九百十万円を予定しています。



平成二十九年度事業  
施行実施設計要望箇所について

平成二十九年度に予定している工事の中で水路改修や道路改良など、事前に現地測量や実施設計書作成などが必要な場合は、本年度の農業土木事業費及び道路橋梁費の予算で行います。

平成二十八年度町村議会議長・副議長研修会

五月三十日、三十一日の二日間、東京・中野サンプラザホールにおいて、全国から約一千七百人の議長・副議長等の参加を得て、「平成二十八年度町村議会議長・副議長研修会」が開催され、本町の佐藤富男議長・原田副議長が出席しました。

この研修会は、町村議会議長・副議長の研鑽の場として、昭和五十一年から毎年行っており、平成十八年度からは副議長も対象としています。

一日目は、「地方議会の役割と改革の行方―『住民自治の根幹をなす議会』の作動―」と題して、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授の江藤俊昭氏の基調講演を拝聴しました。その後、町村議会特別表彰の議会から神奈川県大磯町議会、古川重雄議長が「わ

が町の議会活性化への取り組み」についてと長野県飯綱町議会、寺島渉議長が「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ―『学ぶ議会』と『自由討議』が推進力―」と題して取組事例の報告があり、議会の活性化など非常に参考となりました。

二日目は、「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」と題して、フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏、「今後の政局・政治の動きを読む」と題して、読売新聞特別編集員の橋本五郎氏の基調講演があり拝聴しました。



読売新聞特別編集員 橋本五郎氏の講演



長野県飯綱町議会 寺島渉議長の発表



# 平成二十八年度 徳島県町村議会議員研修会

七月十九日徳島市で徳島県町村議会議長会主催による平成二十八年度徳島県町村議会議員研修会が開催されました。

この研修会は、徳島県内全町村議会議員を対象としたものですが、本年度は、本年一月六日に徳島県議会、徳島県市議会議長会、徳島県町村議会議長会が連携協定を締結したことにより徳島県内議会三団体連携事業として実施されたもので、県議会議員、市議会議員も参加されました。松茂町議会は全員の議員が参加しました。研修の主な内容は次のとおりです。

「日本人に国を守るのか」と題して国際政治・軍事アナリストの小川和久氏、「最近の政治と経済」と題して福山大学

客員教授の田中秀征氏の講演がありました。



講師 田中秀征氏



講師 小川和久氏

## 編集後記

政府は、八月二日の臨時閣議で事業費二十八兆一千億円の経済対策を決定した。九月に召集される臨時国会に補正予算として提出される。

概要によると一億総活躍社会の実現に向け、低所得者を対象に給付金を給付、無年金者救済策として年金受給資格を得られる加入期間の短縮、雇用保険料を引き下げ家計と企業の負担を軽減、返済不要の給付型奨学金を創設、訪日客誘致や農産物輸出を後押しするインフラを整備、中小企業への低金利融資等々、このほか盛りだくさんの施策が折り込まれている。

我々議会といたしましては、町とともにこの経済対策をもっと深く研究し、松茂町の発展に生かしたい。

### ◆議会広報特別委員会

- 委員長 佐藤道昭
- 副委員長 原田幹夫
- 委員 佐藤禎宏
- 委員 板東絹代
- 委員 鎌田寛司